火災保険における被保険者関与の放火の推認

日 野 一 成

■アブストラクト

最判平成13年4月20日判時1751号171頁は、自殺か事故かについて争われた傷害保険死亡保険金の請求事案に対し、「各約款に基づき、保険者に対して死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である」と判示した。

これに対し、最判平成16年12月13日民集58巻9号2419頁は、店舗総合保険契約に基づいて、火災を原因とする保険金の支払請求事案について、商法や約款規定より上記最判平成13年が射程しないとの判断のもと、「保険金の請求者(被保険者)が火災の発生によって損害を被ったことさえ立証すれば、火災発生が偶然のものであることを立証しなくても保険金の支払を受けられることとする趣旨のものと解される」と判示した。

上記最判平成13年において、保険金請求者に傷害保険事故の偶然性の主張立証責任を負わせた理由として、モラルリスク排除の観点が強調されたが、上記最判平成16年は、その点についての判断が見られない。しかし、火災事故においても手口が巧妙な偽装放火も数多くあり、保険者が被保険者関与の放火を立証することは困難性を伴うものである。

そこで、火災保険においては、モラルリスクを排除するためには、保険者 は正攻法としての被保険者の故意招致の立証を行う必要があるが、本稿で は、保険契約におけるモラルリスクの持つ相互的な意味を踏まえたうえで、 火災保険における被保険者関与の放火の推認について考察することを課題と したい。

●キーワード

火災保険、モラルリスク、保険金詐欺

目次

- 1. はじめに
- 2. 保険契約におけるモラルリスクの持つ相互的な意味
- 3. 火災保険における被保険省関与の放火の推認について
- 4. おわりに

1. はじめに

最判平成13年4月20日判時1751号171頁(以下、「最判平成13年」という)は、プレハブ防水請負会社の代表者を被保険者とする傷害保険契約に関する死亡保険金4億5000万円(4社6契約)の請求事案に対し、自殺か事故かについて争われた死亡保険金請求事件について、「本件各約款に基づき、保険者に対して死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である」と判示し、原告(被保険者側)の請求を斥けた。

その理由として、「発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである」として、モラルリスク排除の法理を明示し、保険事故の偶然性の立証責任を保険金請求者が負うと判示した」。

岡田豊喜『現代保険法』(中央経済社、2012年)406頁参照。岡田は、傷害保険約款に被保険者の故意免責の規定があることから、事故が偶然でないことの主張立証責任は保険者が負担すべきであると主張している。潘阿憲『保険法概説』(中央経済社、2012年)296頁参照。これに対し、潘は、偶然性を含めた傷害事故の概念規定と故意免責は矛盾するものではなく、本判決は約款の規定に即した妥当なものとする。

これに対し、最判平成16年12月13日民集58巻9号2419頁(以下、「最判平 成16年」という) は、被上告人の所有建物が火災により焼損し、上告人(保 **険会社)に対して、店舗総合保険契約に基づいて、火災を原因とする保険金** の支払請求事案において、次の理由により、被上告人の保険金請求を認めた 原判決を支持して上告を棄却した。

「商法は、火災によって生じた損害はその火災の原因いかんを問わず保険 者がてん補する責任を負い、保険契約者又は被保険者の悪意又は重大な過失 によって生じた損害は保険者がてん補責任を負わない旨を定めており(商法 665条、641条)、火災発生の偶然性いかんを問わず火災の発生によって損害 が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とするとともに、保険契約者又 は被保険者の故意又は重大な過失によって損害が生じたことを免責事由とし たものと解される。火災保険契約は、火災によって被保険者の被る損害が甚 大なものとなり、時に生活の基盤すら失われることがあるため、速やかに損 害がてん補される必要があることから締結されるものである。さらに、一般 に、火災によって保険の目的とされた財産を失った被保険者が火災の原因を 証明することは困難でもある。商法は、これらの点にかんがみて、保険金の 請求者(被保険者)が火災の発生によって損害を被ったことさえ立証すれば、 火災発生が偶然のものであることを立証しなくても保険金の支払を受けられ ることとする趣旨のものと解されるし。

本問題は、被保険者の事故の偶然性の立証責任と保険者の被保険者による 故意の立証責任の衝突の局面であり、この問題を巡り、判例・学説において 激しい対立が見られた2。すなわち、商法629条は、損害保険契約における保 **| 協事故を「偶然ナルー完ノ事故 | と規定するが、ここでいう事故の「偶然性」** とは、保険契約の成立時において事故の発生と不発生が確定していないこと

豊浦伸隆「保険金請求事件における故意等の立証責任に関する最高裁判例の系譜―車 両盗難に関する最高裁平成19年4月17日及び同4月23日判決の位置づけについて」判 タ1248号62頁、山野喜朗「自動車保険における保険事故の立証責任」目弁連交通事故 相談センター編『交通事故賠償の新次元』(判例タイムズ社、2007年)306頁参照。

と解するのが通説である3。

これに対し、商法629条は損害保険契約の成立要件および効力要件を定める定義規定であり、具体的・個別的な保険契約における保険金請求権の成立要件とは無関係であり、実質的な理由を示すことなく単に「偶然な事故」と「偶然ナル一定ノ事故」という類似性から商法629条を持ち出すことを批判する見解も認められる⁴。

しかし、最判平成13年の事案は傷害保険契約であり、商法に直接の規定がない。また、「急激かつ偶発的な外来の事故」との約款規定内容は、保険事故としての「傷害」の本質的なものであることやモラルリスクの排除5を通じた保険制度の健全性の維持の観点から6、偶然性の立証責任を被保険者に負わせたと考えられている7。

³ 山下友信「保険法」(有斐閣、2010年)356頁参照。山下は、東京地判平成12年3月1日判夕1056号250頁のように約款規定には書かれていないにもかかわらず偶然の事故が必要であるという解釈(たとえば、火災保険契約で火災と規定されているにもかかわらず、偶然の、すなわち故意によらない火災が保険事故とするような解釈)は誤りであると断じている。

^{*} 出口正義「自動車総合保険普通保険約款5章(車両条項)1条にいう「偶然な事故」」 損害保険研究68巻3号269頁参照。

⁵ 中西正明『傷害保険契約の法理』(有斐閣、1992年)30頁参照。中西の指摘や筆者の経験則でも、傷害保険において、保険契約者および被保険者の故意による事故の証明は、他の物保険(火災、車両など)に比して、保険目的自体が人か物かの相違もあり、保険目的に対する物理的外力の測定という意味においても容易ではないと考えられる。

⁶ 潘前掲注 1・296頁参照。潘は本判決がモラルリスクの防止の観点を重視しているが、 火災保険などの他の保険契約においてもモラルリスクの問題があるから、これを根拠 とするのは説得力を欠くとしている。

[「]本判例の評釈として、甘利公人「傷害保険契約における偶然性の立証責任―最判平成 14.420」月刊法学教室254号16頁、福田弥夫「傷害保険契約における偶然性の立証責任」 損害保険研究63卷4号281頁、野嶋直・山岡大「傷害保険契約における偶然性」の立証責 任について」 龍谷法学34巻4号608頁、蛭田円香「生命保険契約に付加された災害割増 特約についての約款に基づき災害死亡保険金の支払が請求される場合における偶発的 な事故についての主張立証責任の帰属 普通傷害保険契約の約款に基づき死亡保険金 の支払が請求される場合における偶然な事故についての主張立証責任の帰属」判例タ ムズ臨時増刊1096号122頁、岡田豊基「傷害保険における立証責任」損害保険研究65巻

一方、最判平成16年は、最判平成13年が射程しないとの判断のもと、火災 保険においては、商法629条から保険事故の「偶然性」は保険契約の成立時 において事故の発生と不発生が確定していないことと解され、最判平成13年 で争われた「偶然性」とは、保険事故の発生時において保険契約者等の意思 に基づかない事故であることであって、商法629条の規定する「偶然性」と は意味が相違する。また、傷害保険では、約款に「急激、偶然、外来の事故 | という文言が規定されているが、火災保険では、「火災」という文言が約款 に規定されるだけで、「偶然の火災」というような文言は規定されておらず、 「偶然性」が保険金請求権の成立要件になっていない。

そこで、 最判平成16年は、 最判平成13年に依拠して解釈することを否定し、 本件約款上、火災保険金の支払請求者は、火災発生が偶然のものであること の主張立証責任を負わないとの判断を明示したと考えられ8、一定の合理性を 有するものと考えられる。

^{1.2}号335頁、小西みも恵「傷害保険契約における偶然性の立証責任」法と政治54巻3号 23頁、榊素寛「傷害保険における偶然性の立証責任」旬刊商事法務1708号41頁参照。

⁸ 東京地裁プラクティス委員会第一小委員会「保険金請求訴訟をめぐる諸問題」判タ 1397号・8 頁参照。傷害保険に関する最判平成13年後、火災保険等の損害保険につい ても事故の偶発性について保険金請求者に主張立証責任を負わせる裁判例が現れてい たと指摘する。

本判例の評釈として、山野嘉朗「火災保険における保険事故の偶然性とその立証責任」 判タ1170号110頁・別冊ジュリスト202号58頁、石田満「火災保険金の請求者は火災発 生の偶然性の主張、立証責任を負わない | 損害保険研究67巻1号237頁、西嶋梅治「火 災保険金請求訴訟と立証責任―最判平16・12・13の問題点、放火が火災発生の最大原 因だ―| 損害保険研究67巻3号2頁、榊素寛「保険金の支払事由を火災によって生じ たこととする火災保険契約の約款に基づき火災保険金の支払を請求する場合における 火災発生の偶然性についての主張立証責任 | 民商法雑誌132巻6号913頁、飯田秀総「火 災保険契約の約款に基づき火災保険金の支払いを請求する場合における火災発生の偶 然性についての主張立証責任 | 法学協会雑誌124卷 1 号273頁、松並重雄「保険金支払 事由を火災によって損害が生じたこととする火災保険契約の約款に基づき火災保険金 の支払を請求する場合における火災発生の偶然性についての主張立証責任」法曹時報 59巻1号275頁、笹本幸祐「火災保険金の支払を請求する場合における火災発生の偶然 性についての主張立証責任」私法判例リマークス32号 [2006上] 100頁、野村直之「火

しかしながら、最判平成13年において、被保険者側に主張立証責任を負わせた理由として、モラルリスク排除の観点が強調されたが、最判平成16年にはモラルリスク排除については触れらえていない。火災事故においてもその原因は放火が最も多いといわれており¹⁰、その中には手口が巧妙な偽装放火が数多くあり¹¹、被保険者による保険金請求訴訟において、保険者が被保険者関与の放火を立証することは困難性を伴うものである¹²。

最判16年の結果、火災保険においては、モラルリスクを排除するためには、保険者は正攻法として被保険者関与の放火の立証を行う必要があるが、裁判所においても、火災保険の不正請求については、間接的事実に基づいて合理的な心証を形成し、被保険者の故意招致等について推認し¹³、判決している事例も多い¹⁴。

そこで、保険契約におけるモラルリスクの持つ相互的な意味を踏まえたう えで、火災保険における被保険者関与の放火の推認について考察したい。

2. 保険契約におけるモラルリスクの持つ相互的な意味

(1) モラルリスクの意味

モラル・ハザード (moral hazard) は、「倫理の欠如」と訳され、保険業

災保険金の請求における火災発生の偶然性の主張立証責任は、保険者と保険金請求人のいずれの者が負担するか」判タ1215号156頁参照。

¹⁰ 西嶋・前掲注9参照。

¹ 中田修「放火の犯罪心理」(金剛出版、1977年)93頁参照。中田が放火犯に面談調査した限りにおいて、男性犯人113名中、「利得欲」を動機とする者が14名(12.4%)で、そのうち13名(11.5%)が保険金詐欺放火である。そのほとんどの例は、経済的窮迫(事業の失敗、過重な負債、失業等)の事情が存在し、窮余の策として放火を選んでいるとしている。なお、中村の分析では、利得欲は、復讐(怨恨・憤怒)50名(44.2%)、犯行の隠蔽19名(16.8%)に次いで3番目である。一方、女性犯人の保険金詐欺は、89名中1名で、経済的困窮で短絡的なものであったとしている。

¹² 山下友信「被保険者の故意(放火)の認定」別冊ジュリスト No.202保険法判例百選38 頁参照。

¹³ 東京地裁プラクティス委員会第一小委員会・前掲注8・9頁参照。

¹⁴ 別添·火災保険裁判事例 (無責) 一覧表②参照。

界では、それを「道徳的危険」と置き換え、モラルリスク(moral risk)と いう和製英語が創造されている15。しかし、保険業界が使用するモラルリス クという文言は、本来、刑法上の詐欺罪に抵触する行為、すなわち「保険金 詐欺|を指すものであり、保険経済学における、モラル・ハザードとは別の ものであると指摘される16。

R・L・カーターは、「実際損害に対する保険の影響」としての時折の議 論として、「保険の存在が発生する損害の数と大いさを増加させる」とす る¹⁷。また、経済学者 I.B.クラークが述べる火災保険者について、「それら の効果の一つを考えると、火災によって破壊される建物の数を増加させるた めに火災保険者は創出されるといってもよかろうしを引用し、保険史の初期 段階においては、保険から利得を得る目的で多くの犯罪が引き起こされてき たと指摘する¹⁸。

我が国の保険業界はモラル・ハザードをモラルリスクという文言を使用す るが、保険の基本的機能は、個人・企業あるいはその他の組織に対し、純粋 危険(pure risk) の発生から生じるかもしれない経済的損害からの保護を 提供することであり¹⁹、その反対的事象であるモラルリスクは、保険制度の 健全な維持の観点から厳格に対応し排除されなければならないと考えられ る。

すなわち、モラルリスク疑義事案が発生した場合には、保険会社は厳正な 調査を実施したうえで、保険金の支払いの可否を合理的に決定するべきであ り、保険会社の厳格な調査は、少なくとも被保険者によるモラルリスクの再 発を防止することに寄与する可能性が高く、そのような調査が保険会社に求

^{**} 米山高生『リスクと保険の基礎理論』(同文館出版、平成24年) 184頁参照。

¹⁶ 米山·前掲注15·184頁参照。

[『] R・L・カーター著、玉田功・高尾厚共訳『保険経済学序説』(千倉書房、1988年)56頁

¹⁸ カーター・前掲注17・57頁参照。

¹⁹ カーター・前掲注17・53頁参照。

められる社会的使命との認識が重要であろう。

しかし、保険会社側は、モラルリスクについて、被保険者の不正請求という観点を中心にその排除に対し取組んでいるが、その保険契約や保険金支払にかかわる対応次第では、保険会社側の保険金詐欺の幇助や善良な契約者に対する背信等の行為になるが、それらについて、自問することは稀有と考えられ、相互的な意義を認識することが重要であろう。

(2) 保険金支払い上の保険会社の保険金詐欺幇助や善良な契約者に対する 背信の局面

保険事故が発生し、被保険者によるモラルリスクが疑われる事案において、保険会社側の取組み姿勢が問われる局面が認められるが、この「モラルリスク」という文言を「保険金詐欺」という文言に置き換えることで、その持つ意味が明解になると考えられる。

すなわち、この保険金詐欺に対し、保険会社側がその疑いを認知した段階で、その排除に対する取り組みが不十分であった場合には、逆に保険会社側に不作為による「保険金詐欺」を幇助する行為の疑いという問題が生じると考えられる。また、そうでなかったとしても、そのような事案が一般事案として扱われるのであれば、善良な保険契約者にとっては、保険料率上、期待損失コストを上回る負担をすることになり、保険会社側の不作為は、契約者に対する背信的な行為という問題も生じると考えられる²⁰。

したがって、モラルリスクというと、行為者である保険契約者や被保険者 側の問題と捉われがちになるが、それを保険金詐欺と捉えると、保険会社 (保険者) 側、すなわち関係社員や保険募集人にその排除について厳正な対 応が求められることになり、モラルリスクをめぐって相互的な問題が生じる

²⁰ 金融庁・保険検査マニュアル(保険会社に係る検査マニュアル)83頁以下参照。金融 庁は、「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」を通じて、保険会社に保険 金等の支払いが迅速かつ適切に行われることの確保を要求している。

ことになると考えられる。

(3) 保険募集人等の被保険者故殺の予見可能性

保険金殺人の主犯は、その多くが保険金受取人の利害関係者であり、保険がなければ、殺人を起こすことはなかったかもしれない。すなわち、そこには、「保険なければ殺人なし」の条件関係が認められる。つまり、保険契約の当事者である保険会社側(実際の契約当事者は保険募集人であり、以下、「保険募集人等」という)が被害者を被保険者とする保険契約をもう一方の保険契約当事者である保険契約者と締結しなければ、被害者は殺害されることは無かったという条件関係ということであり、保険募集人等の保険募集行為と被害者の死亡との「事実的因果関係」が認められるということになる。

そうすると、その問題に注目する被保険者遺族が保険募集人等に対して民法709条を根拠に損害賠償請求を行うためには、「相当因果関係」を必要とされるから、上述の「事実的因果関係」との相違点は、「相当性」ということになる。この相当性の意味は、「結果の予見性」や「結果発生の蓋然性」と考えられる²¹。したがって、保険契約に関し、保険募集人等をして、結果発生(被保険者の殺害)について、予見性や蓋然性があり、それに加え、保険募集人等の契約募集上の瑕疵があれば、被保険者遺族に対する損害賠償責任が生じる可能性が認められる。

この点、以下の事例で考察したい。

①海外旅行傷害保険の相互加入事例22

A (50歳) とB (78歳) が二人で、韓国に山口県下関市の関釜フェリーで

²¹ 窪田充見『不法行為法 第2版』(有斐閣、2018年)173頁参照。

²² 海外旅行保険において、保険事故が発生した保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあった者が同行者であるとして、免責条項の趣旨である公益や信義誠実の原則に照らし、保険金受取人らの行為と同一のものと評価することができるとして、保険者の免責が認められた事例(岐阜地判平成23年3月23日判時2110号131頁)が認められる。

渡航し、Bが韓国旅行行程中に交通事故で死亡した事例。Aが主導で、フェリー乗り場周辺のC旅行社においてAおよびBが相互に受取人となる傷害死亡保険金額1億円のD損保の海外旅行傷害保険に加入。その際に、東京において、他のE旅行社でF損保の傷害死亡保険金額1億円の海外旅行傷害保険に加入し、Aはその旨をC社側に告知していた。1週間後、AがDおよびFに対し、CおよびEを介して「Bが韓国で自動車にはねられて死亡した」との事故報告を行った。

②上記事例に対する考察

上記の事例は、過分な保険金額の傷害保険契約がA、B相互に締結され、Bの死亡により、他人のAが傷害死亡保険金2億円を取得することになるというケースであり、Aが高額の保険金を受領することの合理性に疑念が生じることから、モラルリスクが強く疑われる事例である。

例えば、損害賠償では、被保険者の現在収入と年齢から逸失利益が算定されることが一般的である。人が将来必要とする金銭は、扶養家族によって個人差があるが、逸失利益を算定し、将来の必要額を想定したうえで、それを上限として保険金額を設定し生命保険の契約募集に当たるのが合理的であろう。これは傷害保険の死亡保険金額を設定する上でも同様と考えられる。

したがって、そのような額を著しく超えるような死亡保険金額が設定されるときには、その合理性が考慮され、それに反する場合には、保険募集人の契約募集上の瑕疵が指摘され得る。そこには、過失の概念である「結果の予見性」が問題となるが、逆に被保険者の相続人からすれば、この予見可能性を立証することで、因果関係の相当性や保険募集人の契約募集上の瑕疵(過失)を同時に立証するという場面も考えられる。

すなわち、78歳のBに対して、死亡保険金合計の2億円の傷害保険契約は 過大であり、少なくとも、第三者である受取人Aの告知があれば、C社にお いて更にD損保の保険契約を締結する合理性は認めがたい。これらの保険契 約を締結にするにあたり、C社(保険募集人従業員)にAのBに対する故殺 の予見可能性が問われるべき問題ということである。この点、本事例におい

て、他人のAがBの傷害保険金合計2億円を取得することになるという不自 然性が容易に想定され²³、C社側において故殺の可能性について予見できな かったとすることはやや困難なのではないかと考えられる²⁴。

(4) 保険契約者に内在するモラール・ハザード

モラル・ハザード (moral hazard) には、モラール・ハザード (morale hazard)を含む概念として把握される場合があるが²⁵、その具体的事例につ いては、必ずしも明らかにされていない。そこで、筆者の経験則から具体的 事例を以下に示しておきたい。

①法人:A社本社総務部において金庫に保管中の現金約5000万円が何者か によって、盗難被害にあった。社屋に侵入され、バールで金庫をこじ開けら れた可能性が高い。今回の被害は昨年に続き2回目であったが、盗難保険で 損害が填補された。一回目の被害後は、A社はセキュリチィ―の高い大型重 量金庫に交換したが、2回目の被害の結果、抜本的にA社本社建物のセキュ リティーを強化する必要があり、そのためには、約2億円の経費が見込まれ た。そこで、A社社長のBはセキュリティー強化を行わず、従来加入の保険 金額5000万円を1億円に増額しただけであった。

当事例がA関与のBの故殺について、合理的な疑いが前提となると考えられが、D社 において、さらにF社においても本件事故がA関与のBの故殺に関する厳格な調査が 行われる必要があり、この点において不十分な調査ということであれば、保険会社の 保険金詐欺幇助の問題が問われる可能性があるのではないだろうか。

²⁴ 実際の保険実務においては、保険会社が保険募集人の責任を直接的に問う局面はほと んどないと考えられるが、顧客保護の観点から、保険募集人の安易な契約募集に対す る保険会社の指導が望まれる。

[🌣] 山下・前掲注3・65頁参照。カーター・前掲注17・58頁参照。カーターは、米国での 保険論の教科書は一般的に、モラル・ハザードとモラール・ハザードを区別するとし ている。前者は、積極的に損害を引き起こそうとしたり、損害が発生した場合に、そ の損害をくい止めるためにほとんど何もしないか、結果的に生じる保険金請求を不正 に水増ししようとしたりするところの被保険者の性格から生じる事情、後者は、保険 によって保護されているので、多くの被保険者が損害防止にほとんど注意をはらわな いという態度として説明されるとする。

②個人:学生時代、体育会サッカー部のフォワードポジションの選手であったCは、社会人になってから、フットサル競技の社会人Dチームに加入した。Dチームの選手は趣味程度の実力のため、Cがチーム内では、フォワードの主力選手であった。サッカーに比べ、フットサルはコートが狭いことから積極プレーにより、Cは相手選手との接触が絶えず、その結果、両足に怪我を負うことは日常的であった。Cは、怪我をした際には、早期に治癒をめざし、柔道整復師の施術を毎日の様に受けた。Cは初めて、会社団体の傷害保険(通院日額1万円)に加入した後に、フットサルで受傷し、90万円の通院保険金を受け取った。その後、Cは、傷害保険の有効性に気づき、ネット加入で、さらに3つの会社と傷害保険(通院日額合計1万5千円)の契約を結んだ。その後、受傷を何度も繰り返しており、1回の受傷で4社合計、225万円の保険金を受領している。Cは傷害保険に加入することで、「怪我を恐れず、思い切ってプレーができる」と傷害保険会社の調査員に語っている。

上記2事例では、被保険者は自己の高度なリスクを承知しており、事故防止の取り組みが不十分なまま、事故発生の際には保険金を受領して損害をカバーしたり、過分な保険金を受領したりすることを意図しており、モラール・ハザードのケースであると考えられる²⁶。

このように既発の事故と保険金受領歴のあるリスクは、保険会社がリスク を承知した段階で速やかに事故防止策等を提案するとともに、何らかの改善 策が被保険者側にないのであれば、契約を排除するように努めるべきである と考えらる²⁷。

²⁵ 山下友信・米山高生編「保険法解説 生命保険・傷害疾病定額保険」(有斐閣、2010年) 390頁参照。後藤元・三隅隆司の説明では、モラル・ハザードということになると考えられるが、狭義のモラル・ハザード(モラル・リスク)ではないことから、結局、モラール・ハザードであることに異論はなさそう(同391頁参照)である。

^{電 金融庁検査マニュアル・前掲注20・54頁参照。金融庁の検査マニュアルでは、「不正な保険契約発生の防止策」として、「(ii)保険金支払事由発生後の契約締結の仮装(いわゆるアフロス)、保険金詐取目的契約など、保険募集人による不正行為の防止のために適切な方策を採っているか」としているが、モラール・ハザード事案で、保険会社の}

(5) 保険募集人のモラルリスク排除に対する機能の強化

カーターは、M. R. グリーンが米国保険市場を論じる際に、次のように 述べているとする。「アンダーライターは、損害、したがって保険金請求に 対するモラル・ハザードおよびモラール・ハザードの悪影響を十分に知って おり、危険選択、保険約款、保険金請求に伴う損害査定、損害防止の調査等 を通じて、保険契約者ないし被保険者に対するコントロールを積極的に行使 しようとする。差別的な保険料率、保険産業の損害防止活動も同様にしてリ スクの軽減を一般的に促進する」。また、「重要なのは、保険サーベイヤー (insurance surveyors) の活動、(i) 個々のリスクを評価するのに必要な情 報をアンダーライターに提供、(ii)モラル・ハザードに対して若干のコント ロールを行使、(iii)リスクの改善のための勧告を一般的になすこといがで きる保険会社に任命された鑑定人(claims official)、損害査定人(loss adjusters)、である」²⁸。

米国におけるアンダーライター等の役割と機能等に制度上の相違があった としても、わが国の保険募集人にモラルリスクを助長するような引受が禁忌 であることの認識は極めて重要である。既述の海外旅行傷害保険の相互加入 の事例でも保険募集人の安易な保険募集がモラルリスクの実行の確信につな がる可能性が認められ、保険募集人のモラルリスク排除機能の強化が重要で あると考えられる。

3. 火災保険における被保険者関与の放火の推認について

(1) 火災保険金請求訴訟の状況

火災保険金請求訴訟において被保険者の故意招致による保険会社の免責が 争点となった事例が別添火災保険事例一覧表①②のように多数存在する。同

指摘にもかかわらず、契約者が事故防止策を講じない場合は、保険金詐取目的に準ず る契約との認識も必要と考えられる。

²⁸ カーター・前掲注17・57頁参照。

一覧表は最判平成16年12月13日以降の事例を可能な範囲で収集したが、(1) 請求が認容された事案(有責)が6件に対し、(2)請求が棄却された事案(無 責)は14件となっている²⁹。

最判平成16年の結果、火災保険において被保険者側の故意招致事故を排除するためには、保険会社が被保険者側による故意の立証責任を負うことが明示されたが、実際の訴訟では、保険会社が被保険者側関与の放火の立証に成功し、免責となる事例が圧倒的に多いということがわかる。そこで、有責6事案と無責14事案の判旨のポイントを以下に確認しておきたい。

①火災保険訴訟事例で被保険者関与の放火が争われ、被保険者の請求が認 容された6事案の判旨のポイント

(i) 大阪地判平成31年3月27日 D1-com 判例体系

被告が主張する点((a) 第三者による放火の可能性が低いこと、(b) 原告の本件火災前の行動の不自然性、(c) 原告の動機の存在)を総合的に考慮したとしても、本件火災が、原告が関与していたものと認めることはできないから、本件火災が原告または原告の意を受けた者によって行われたということはできない。

(ii) 東京地判平成22年6月14日判タ1336号251頁

被告が主張する原告の放火については、原告の本件火災当時の経済的困窮や本件高額の保険契約締結後の2ケ月以内の保険火災発生の不自然性が認められ、放火を疑わせる事情があったことは否定できない。しかし、出火原因として低温発火の可能性を排斥することはできず、人為的な放火によるものであることを積極的に推認させる客観的な事情はない。また、原告の当時の経済状況等は、放火という重罪を犯してまで保険金を得る必要があるほど切迫した状況であるとまでは言えないことから、本件火災が原告による放火であることを認定することはできない。

²⁹ 別添・火災保険裁判事例一覧表①②参照。平成年間では有責12件に対し、無責が43件であった。

(iii) 東京地判平成21年5月13日判タ1311号247頁

本件火災については、出火箇所が複数であることや助燃罪が使用されたこ とを認めるに足りる証拠はなく、原告において放火をする動機も十分なもの ではない上、従業員Aの本件火災後の状況も放火犯としてのものとしては不 自然である。消防も本件火災の原因を不明と判定していることを併せ考えれ ば、その余の点を考慮するまでもなく、本件火災が原告の故意により生じた ものと認めることはできない。

(iv) 大阪地判平成21年3月27日判時2045号139頁

本件火災を起こしたのが、本件火災保険契約者でも被保険者でもない原告 の債務者Aであることに当事者に争いはない。被告は、本件放火が原告とA が意を通じた故意の放火であるとして、故意免責を主張する。しかし、原告 は火災発生当時、経済的に困窮していたという事情も認められないから動機 がなく、原告がAと本件放火の謀議をしたという事実も認められないから原 告がAと本件放火について共謀し、Aと意を通じて本件放火を実行したとも 認められない。

(v) 東京地判平成20年4月11日判タ1286号275頁

証拠、証言等から事実認定したことから、(a) 第一工場の廃棄物には、ニ トロセルロースや木片、活性炭やゴムなどの比較的発熱して自然発火しやす い物質や燃焼を助長させるハイプラスチィック類が含まれ、同廃棄物から は、発熱による水蒸気状の煙が立ち昇っており、通常から発熱・蓄熱の可能 性があったといえる。(b) 同工場は、本件火災が発生するまでの約1週間 密閉状態にあって、空気の流動が乏しく、蓄熱しやすい状況にあり、廃棄物 が自然発火を起こす十分な可能性のある客観的状況にあった。(c)出火箇所 付近の堆積廃棄物の焼損深度は40センチメートルに達しており、同所で物質 が化学反応を起こした際に生じた熱が蓄積する可能性があった反面、仮に同 所に人為的に着火したとしても、空気の供給が不足して鎮火する可能性が高 かったと考えらえる。そこで、意見書等における専門的意見をあわせて考え ると、本件火災の原因は自然発火と認めるの相当である。

(vi) 福岡高判平成19年2月13日判タ1261号326頁

消防署見解等からタバコの火の不始末の可能性が排除できず、被保険者関与の放火であると断定できないことから、一審被告の関与の有無を検討するまでもない。念のための検討として、一審被告の経済状態や本件火災後の一審原告の動静について原審の認定を引用して検討すると、一審被告が本件火災の故意招致をしたとは認められない。

②火災保険訴訟事例で被保険者関与の放火が争われ、被保険者の請求が棄却された14事案の判旨のポイント

(i) 大阪高判平成27年2月27日判時2259号46頁

保険契約者Aが行った放火について、Aの障害疾患のレベルが自由な意思 決定をすることができない状態で事故を生じさせたということはできない。

(ii) 横浜地判平成25年10月11日判時2205号117頁

原告は、本件火災事故の原因について、自然発火や化学火災など多様な出火原因の可能性が存在していると主張するが、本件全証拠によってもそのような可能性があったと認められない。また、外部者による放火が本件火災事故の出火原因であったとは認められず、内部者による放火の可能性について検討すると、(a) 原告代表者は保険契約の対象について報告をしなかったほか、(b) その供述も変遷がある上、(c) 客観的に認められる出火原因と異なる出火原因を述べており、(d) さらに放火の動機も有しており、原告代表者の放火によるとする故意免責の抗弁が認められる。

(iii) 高松高判平成24年7月26日自保ジ1884号175頁

原審は、火災が被控訴人の免責事項に該当しないとして控訴人の抗弁を排斥した。控訴審では、(a) 本件火災と本件契約締結の時間的近接性、(b) 被控訴人の経済状況、(c) 本件建物及びその敷地の取得目的、(d) 本件火災発生前後の被控訴人代表者の行動など、本件火災の客観的状況から、本件建物の勝手口が開いていることを知っている者が、本件建物が無人であることを知った上で、放火に及んだ可能性が高い。しかも、本件建物の勝手口が開いていることを被控訴人代表者は知っていたものであるところ、放火したの

は、被控訴人代表者の意を受けた者である可能性があることが認められる。 (上告審は不受理)

- (iv) 福岡高判平成24年2月24日判タ1389号273頁
- (a) 火災発生の三か月ほど前の被控訴人の本件放火依頼発言、(b) 本件建物の火災保険契約事情および本件火災接近事故、(c) 本件火災発生当時、被控訴人は、2000万円を超える支払債務を抱え、明らかになっているものだけでも月々の約定支払額が55万円を超えていた。(d) 被控訴人は、これまで、長期間にわたり、多数の保険会社との間で多数回にわたり保険契約を締結し、その結果、平成11年から平成22年までの間に支払を受けた保険金額は合計2000万円を超えており、保険金が被控訴人の重要な収入源となっていたと言っても過言ではない。(e) 被控訴人は、本件火災の約19年前に発生した旧自宅建物の火災事故により、控訴人他一名から共済金合計4570万円の支払を受けた経験を有している。(f) 本件火災発生当日の被控訴人の行動(アリバイ)を裏付ける客観的資料はない。以上の各事情を総合勘案すると、本件火災は、被控訴人自らないしはその意を受けた第三者が、本件建物の三階部分の居室内に放火したことにより発生したものと推認するのが相当である。
 - (v) 広島地福山支判平成24年1月18日判時2160号128頁
- (a) 本件火災の出火原因は、(ア) 本件火災当時、本件建物は施錠されていたこと、(イ) 本件建物は国道沿いに存在すること、(ウ) 本件建物内への第三者の侵入の形跡はうかがわれないことからすれば、本件火災の出火原因は、本件建物を展示場兼事務所として使用していた被保険者A社の関係者による放火であると推認される。(b) A社の関係者に放火の動機は、(ア) A社の負債(取引先及び金融機関に対し7000万円を超える債務)、(イ) 本件建物の敷地の賃料6ヶ月分の不払い、(ウ)銀行貸金債務の不払い等、A社の資金繰り悪化により、A社の関係者が保険金目的で本件建物への放火の動機、(c) 不審な火災契約経緯と締結4日後の火災発生等あり、本件火災の前後におけるA社の唯一の取締役である代表者Bの行動にも不自然な点が多く、本件火災は、A社の代表者Bの故意の放火により生じたものであると強

く推認される。

(v) さいたま地熊谷支判平成23年9月26日判時2130号125頁

本件火災の原因について、(a) 本件火災が通常火気のない場所で出火したこと、(b) 本件出火場所付近で採取された炭化物等から油膜反応及び灯油反応が認められ、同所で採取された材木から灯油に相当する油性成分が検出されたこと、(c) 電気系統やたばこの不始末による出火は考えられず、本件火災当日の天候に照らすと落雷や自然発火等も考え難いこと、(d) これらの事実を踏まえて消防署が本件火災を放火によるものと推定していることなどを総合すると、本件火災の発生した時刻が日中の明るい時間帯であり、一般的には放火をするには躊躇される時間帯であることなどを考慮しても、本件火災は、灯油を助燃剤として使用した放火によるものと認められ、本件敷地及びその周囲の客観的状況等は、本件火災が原告又は同原告と意を通じた第三者による放火であることを強く推認させる事情といえる。

- (vii) 横浜地横須賀支判平成23年4月25日判時2117号124頁
- (a) 人為的火災の可能性:本件出火場所の周囲には、本件ウエス等を除いてはタバコの吸い殻や電気機器及び電気配線等の火の気を生ずるようなものは存在しておらず、本件ウエス等の自然発火とも認めることができないず、本件火災は、人為的な放火により発生した可能性が極めて高い。
- (b) 第三者による放火の可能性:本件火災は、Bが、本件火災発生直前に、誰もいない本件建物に戻った際に発生したものであり、本件火災発生直前に、第三者が本件倉庫内に侵入し、本件出火場所において放火行為に及んだことをうかがわせる証拠はない。したがって、Bだけが、本件火災発生時に、本件出火場所に居合わせたと認められるから、本件火災は、Bによる放火の可能性が高いということになるが、本件火災発生時のBの行動、放火に及ぶ動機の有無、Bの供述内容等について、総合すれば、本件火災は、Bによる放火が原因である高度の蓋然性が認められるというべきである。
 - (viii) 仙台高判平成21年10月23日判時2073号121頁 本件火災の出火原因は、(a) 居住者Aのたばこの火の不始末ではなく放火

である可能性が高いこと、(h) 控訴人と無関係な第三者による放火の可能 性はほとんど考えられないこと、(c) 控訴人、A及びBの火災当日の行動等 に関する各供述には不自然不合理な変遷があり、特にAとBの当日朝の行動 は明らかでなく、放火が不可能であったとは認められないこと、(d) 控訴 人には月々の返済が必ずしも容易であったとは考えにくい額の借金があり、 本件建物の居住者であるAは経済的に困窮していたこと、(e) 本件建物に関 する被控訴人との間の保険契約締結の経緯については不自然さが伴うとこ ろ、本件火災はその保険契約の締結から一か月以内に起こっていること、(f) 控訴人が不審火による火災に遭うのは二度目であるところ、一回目の火災の 際に受領した保険金について控訴人が調査会社の担当者に対して真摯な説明 をしたとはいえないことが認められ、これらの事情を総合すると、本件火災 の出火原因は、控訴人又はA、Bら控訴人と意思の連絡がある者による放火 であるという高度の蓋然性が認められるというべきである。

(ix) 水戸地判平成21年10月7日判時2067号142頁

本件火災の出火原因が放火以外(自然発火又は失火)である可能性は極め て低い上、第三者による放火の可能性も極めて低いこと、これに対し、(a) 原告による保険金請求の態様等の不審さからすれば、原告が近い将来におけ る火災の発生を具体的に想定し、二重に保険金を取得することを目的として 二重保険の状態を作出したと考えるほかないこと、(b) 原告らは多額の借 金によって経済的にかなり逼迫しており、しかも競売手続進行中で近い将来 本件住宅から退去せざるを得ない状況にあったところ、二重保険の状態を作 出して、多額の保険金を取得できるメリットがあり、そのような状態作出後 わずか五か月で火災が発生したという時間的近接性、現場の状況から火災に よる隣家への延焼はうかがわれないことなどからみて、放火の動機が優に推 認されること、(c) 本件火災直後の避難に際し、保険証券類、預金通帳、実 印等を持ち出すなど本件火災を予見していたかのような行動をとり、また、 火災発見後直ちに隣人への通報をしたり、消火器を用いるなどしての消火活 動をしたりしていないこと、(d) 30分近くしてから、ようやく携帯電話で 消防に通報しているなどその行動は不可解かつ不審であることなどを総合的に考慮すれば、本件火災は原告又はその意を受けた関係者の故意によるものと推認するのが相当である。

- (x) 横浜地判平成21年9月18日判夕1334号131頁
- (a) 本件スナック店内のレターケースの引き出しの中には紙幣や硬貨が残 されていたことが認められる、(b) 旋錠されて侵入が困難な本件スナック 店内に放火されていることも考慮すると、本件火災が愉快犯や窃盗犯による ものとは考え難い、(c) 本件スナックの鍵を保管していた不動産管理会社の 従業員等が、本件建物に侵入し、放火をしたことを窺わせるような事情はな い、(d) 本件建物は、昭和13年に建てられた古い建物であり、本件建物に つき2000万円、家財一式につき1000万円とする保険金が支払われることに よって、火災による損失は十分に手当てできると思われる、(e) 本件建物の 所在地は、本件火災発生当時、上大岡マスタープランにおいて、道路拡幅工 事の予定区域内に所在し、将来的にセットバックが予定されていた、(f) 証 拠によれば、当時、Bには少なくとも680万円ほどの預金があったものの、 Bが経営していたガンマ社の業績がよかったとはいえず、平成17年4月期に おいて、ガンマ社は、Bに対する役員報酬合計488万8345円を借入金として 処理し、Bに役員報酬は支払われていなかったことが認められる、(g) 本 件火災が、本件スナックの鍵を保管している者による放火であること、を考 慮すると、Bが本件スナックの放火に関与していたものと推認することがで きる。

(xi) 福岡高判平成19年3月23日判夕1255号323頁

原審は、本件火災が被控訴人又はその意を受けた者の放火によって生じたものとまでは認められないと判示する。しかし、(a) 消防は本件火災の出火原因は不明であるとしているものの、(b) 相当の資力があるとはいえ被控訴人には本件建物に放火する動機があり、本件火災が被控訴人又はその意を受けた者の放火によるものと推認することができる、(c) このことは被控訴人らが警察の取り調べを受けたか否かによって左右されるものではないこ

と、(d) 本件建物が住宅密集地にあり、また、本件火災の約8か月前に火 災共済契約の対象とされた古賀建物が火災によって全焼した事実があったと しても、そのことが上記認定の妨げになるものということはできないこと、 (e) 古賀建物について、被控訴人から放火を慫慂されたというBの証言が信 用できること、(f) 本件建物の居住者であるCらは、被控訴人の主導のもと に不自然なまでに高額な本件家財保険契約を揃って締結していたものであ り、これが正常な動機のもとに締結されたものと考えることは困難であるこ と、からすれば、原審が被控訴人の関与のもとに本件建物が放火された事実 を否定する根拠とするところはいずれも採用することができない。

(xii) 福岡髙判平成19年2月2日判タ1244号311頁

争点(a)(火災の原因が放火と認められるか)について

本件火災がロウソクの転倒等の原因によって発生したものと考える余地は なく、人為的に助燃剤を散布したうえで放火されたことによって発生したも のであることが優に認められる。

争点(b)(放火についてBが関与したと認められるか)について

本件火災は(ア)人為的な放火によるものというべきところ、これがBの 関与なしに、第三者が行ったものである可能性は極めて低いのに対し、(イ) 本件火災によって経済的な利益を得るのはB一人であるうえ、(ウ) 同人は 経済的にも困窮しており、「○○」で寝泊まりできたBは本件建物を必要と していなかったともいい得るのであり、同建物に放火する十分な動機を有し ていたものということができるし、(エ)本件保険契約の締結及びその後の 経緯のみならず、(オ)本件火災当日のBの行動、これに関する同人らの説 明はいずれも極めて不自然というほかないことからすれば、本件火災が、B あるいは同人と意を通じた第三者の放火によるものであることは優に推認す ることができ、原審が挙示する諸点をもってしても、これを覆すに足りない ものというほかない。そして、本件火災がBの関与のもとに行われたもので はないとして、被控訴人らが縷々主張するところは、いずれも合理的根拠を 欠くものとして採用することができない。

(xiii) 仙台高判平成17年9月9日判夕1238号274頁

本件火災は、(a) 放火によるものであり、(b) 控訴人関係者の関与したものと考えられること、(c) 控訴人は、経営が相当悪化していたところ、本件建物が火災になれば本件保険契約の保険金を手にすることができ、保険契約者の取締役Aには動機となり得る事情等があったことなどの事情を総合すると、本件火災は控訴人の取締役であるAの意を受けた者による放火と認められる。

(xiv) 福岡地小倉支判平成17年8月24日判時1933号122頁

原告の(a)経済的な切迫状態、(b)保険契約締結の動機、(c)本件火災発生の時期、(d)本件火災発生前後の原告の行動、(e)出火原因に関する考察等を総合考慮すると、原告は、本件不動産の換価による現金の調達が困難となったばかりか、買主に違約金を含む600万円を返還しなければならない事態となり、各保険契約の保険金を取得する必要性に迫られ、第三者に指示して上記出火部に放火させたものか、又は、原告と意思を通じていた第三者が放火したものと認めるのが相当である。

(2) 間接事実の積み上げによる事実認定

最判平成16年の結果、火災保険金請求事案において、被保険者等の故意免 責が問題となる場合、保険者が、当該火災が被保険者等の故意招致を抗弁と して主張立証しなければならないと考えられる。火災保険金請求事案では、 通常、当該建物の焼損が著しい場合、火災現場において物的証拠が焼損し残 存していないことが多い。このため、当該火災事故の事実認定については、 種々の間接事実を積み上げて、総合的に検討を加え、事実関係を推認してい かなければならないということになると考えられる。そこで、裁判事例が指 摘する間接事実について、確認しておきたい。

【裁判事例が指摘する間接事実】30

- ① 当該火災の原因が放火によってなされたものか。
- (i) 出火場所・能様(複数の出火筒所か、出火筒所が火災拡大に貢献する か、無人か、人目につきやすいか、火気の有無、隣接建物の有無、油 性反応の合理性、等)
- (ii) 出火日時(人目につきやすい日時か、平日か休日か、夜間か昼間 か31)
- (iii) 放火以外の出火原因の可能性(消防署火災原因判定書、整察見解、 私鑑完等)
- ②当該火災の原因が放火によるものと認定された場合、被保険者が関与し たものか。
- (i) 火災の客観的状況等(当該建物の出入口の状況、鍵の管理と施錠状況、 指壊状況等)
- (ii) 被保険者の事故前後の行動(被保険者の当該火災前後の行動状況、供 述内容の整合性、変遷の有無、アリバイ³²、近隣の防犯カメラの映像、 携帯電話の通話記録など)
- (iii) 被保険者の属性、保険募集人との関係
- (iv) 火災保険金、その他の保険金等の受領歴

³⁰ 大阪地裁金融・証券関係訴訟等研究会「保険金請求訴訟について」(判夕 No.1124、 2003年) 33頁を引用し、参考としている。

³¹ 中田・前掲注11・101頁参照。中田は、「夜の心理」として、統計的に失火や自然発火は、 広間と夜間に大差はないが、放火が夜間に多いことは確かとする。夜の闇が放火に好 都合であることは大きな理由であり、それに加え、昼の理性的、意識的に対して、夜 間は感情的、本能的である点を指摘し、夜においては昼間抑制されたり、抑圧された りしていた感情とか衝動が台頭しやすいとする。中田によれば、保険金詐欺放火は、 他の動機に相違して衝動性はなく計画的であるとするが、経済的窮迫の事情が存在し、 窮余の策として放火を選んでいることから、保険金詐欺放火も夜間に実行される可能 性が高いものと考えられる。

³² 山下・前掲注3・375頁参照。山下は火災保険の放火案件では、保険契約者または被保 険者は自ら実行せず、アリバイを作っている事案が多いとする。

- (v) 火災保険契約に関する経緯·事情(新規契約·接近事故か、契約経緯、建物等の評価と保険金額設定の合理性、保険料と収入のバランス、保 険料分割払いの場合の支払い状況など)
- (vi) 当該建物に対する被保険者の放火の動機の存在(被保険者の事故時の職業・収入状況、資産と負債の状況、当該保険金の受領による被保険者が受ける経済的利益等)

(vii) その他、関連状況

上記間接事実を総合的に判断し、被保険者関与の放火かどうかを判断することになるが、①の「当該火災の原因が放火か」という点において、放火以外の原因が認められる場合については、立証責任の観点から、②の「当該放火が、被保険者が関与したものか」の判断をするまでもなく、保険金請求が認容される傾向にある³³。この点については、筆者において異論がある。すなわち、他の原因に比して、放火の可能性が高く、間接事実から当該放火に対する被保険者関与についても著しく高いような場合は、総合的な判断のもとに、裁判官の合理的な心証形成による判断も必要なのではないかと考えられる。

何故なら、「偽装放火」というものは、そもそも、放火でありながら、自然発火等を偽装するものであり、火災自体が放火であると断定することも困難なケースがあり、消防署における火災原因判定においても断定しえないことが十分想定されるからである。

(3) 火災保険金の請求に対して、被保険者関与の有無についての2つの高 裁裁判例

最判平成16年により、火災保険において、被保険者は火災事故の偶然性の

³⁸ 東京地判平成22年6月14日判タ1336号251頁、東京地判平成21年5月13日判タ1311号 247頁、福岡高判平成19年2月13日判タ1261号326頁など。

³⁴ 中田・前掲注11・183頁参照。もっとも、放火は初犯者が多く、偽装火災の手口が十分でない事例が多いものと考えらる。

立証責任を負わず、保険者において被保険者の故意招致の立証責任を負うこ とが確認されたことを受け、保険者において、被保険者関与の放火の立証が 試みられた①福岡高判平成19年2月13日判タ1261号325号と②福岡高判平成 18年12月12日判タ1244号311頁が認められる。

そこで示された被保険者の故意招致に関する福岡高裁の認容と棄却の判断 内容(控訴審の判断のみ)を確認し、火災保険における被保険者関与による 放火の推認についての判断について確認し考察したい。

- ①福岡高判平成19年2月13日判タ1261号325号―火災保険金の請求に 対して、放火ではないとして保険金の支払を命じた事例
 - (i) 事案の概要と判旨

【事案の概要】

本件は、火災保険契約の保険の目的としていた工場が火災に遭い損害を 被ったとして、保険契約者である一審原告が保険者である一審被告に対し、 火災保険契約に基づき、火災保険金及び商事法定利率による遅延損害金の支 払を請求した事案である。原審が請求の一部を認容したところ、双方が控訴 した。

【判旨】 原判決を変更し、一審被告は一審原告に対し、2858万9173円を支 払え。一審被告の控訴棄却。

争点(本件火災は原告の故意により生じたものか否か)について

- (1) 一審被告は、一審原告が本件火災保険金を請求するについては、本件 火災が偶然な事故であることを一審原告において主張立証すべきであると主 張するが、これは採用できない。そうではなくて、一審被告が保険金の支払 義務を免れるためには、一審原告に故意又は重過失があることなどの免責事 由があることを主張立証しなければならないものである。
- (2) ところで、この点に関する一審被告の主張は、要するに、本件火災は 一審原告代表者の意を受けた者による放火であるから、一審被告に保険金支 払義務はないというものである。以下、同主張について、(1) 本件火災の原 因(放火によるものであるか否か)、(2) 放火だとして、それが一審原告代

表者の関与によるものであるかどうかについて、項を改めて順次検討する。

(3) 本件火災の原因

ア 一審被告は、本件火災現場には独立した出火箇所が複数ある旨、及びそれら複数の出火箇所から油分が検出されている旨主張する。そして、bの鑑定意見書及び原審証人bの証言(以下、これらを一括して「b見解」、鑑定意見書を「b意見書」という。)は上記前段の主張に沿うものであり(むしろ、一審被告の上記前段の主張はb見解に全面的に依拠するものであることが明らかである。)、後段の主張に沿うものとしてはcの「火災焼残物の分析(d)」報告書(以下「c報告」という。)がある。

ほぼ同時期に、複数の箇所から独立して出火し、それらの箇所から、本件 工場には存在しない筈のガソリン成分が検出されたとなると、まず放火以外 には考えられないから、これらの点が肯定されるならば、本件火災が放火に よるものであることは確実である。

イ そこで、まず本件火災の出火箇所が複数あるとする b 見解について検 討する。

- (ア) ところで、b見解が独立の出火箇所であるとする各箇所の本件火災 鎮火後の状況は、原判決14頁2行目から15頁7行目までのとおりである。
- (イ) 上記認定にかかる□1ないし□5の状況は、これらの箇所の焼燬の程度がいずれもかなり顕著であることを物語っている。そして、そのような事実は、これらの箇所から出火したのではないかと考える根拠になり得るものといってよい。 b 意見書はまさにそのような見解にほかならないが、同時に、同意見書においては、これらの箇所から油分が検出されているということ(これは、おそらくは c 報告を踏まえた指摘であろう)が重要な判断要素となったことが見てとれるのである。
- (ウ) これに対し、a消防署作成の火災調査書、火災原因判定書及び原審証人eの証言(以下、前二者を一括して「消防署見解」という)並びにf作成の火災原因調査報告書(以下「f見解」という)は、いずれも本件工場1階西側の階段付近から出火したとしている。

(エ) 消防署関係者はもちろん、b、f両名も、火災の原因究明について の専門家であり、特に、後二者は、その方面の鑑定等も多数手がけた経歴を 有することからして、その見解には重みがある。

もっとも、消防署関係者が通報を受けて本件火災現場に駆け付けたのは当 然であるが、bも本件火災の痕跡が未だ生々しい平成14年2月23日には本件 火災現場に赴いて現場を実際に見分しているのであるから、本件火災現場の 状況を直接把握した上での見解であるということができるのに対し、fが本 件工場に足を運んだのは平成17年3月26日のことであるから、f見解の調査 資料及び判定方法は、火災現場の写真やそれまでに蓄積された裁判資料の分 析検討が主たるものにならざるを得ないという制約がある。しかしながら、 この種の鑑定は、多くの場合、そのような限られた資料に基づいてなされる ものであろうことは見易いところである。むしろ、f見解は、後発的なもの であるが故に、消防署見解やb見解をも踏まえつつ、かつ、それらを批判的 に分析し、冷静かつ客観的に考察することが可能になっているということが できるのであり、その考察内容及び結論も説得力がある。特に、焼燬の程度 が強いということについて、「発熱量が高いものが燃えたり、燃焼速度の大 きいものが燃えた場合に強い焼けの跡が残ることになる|のであり、それを 「出火箇所として捉えるのは一面的にすぎる」という指摘は、b見解に対す る的確な批判となっているし、b見解において独立した出火箇所である可能 性があるとされる本件工場の1階階段付近。同2階西側木製流し台付近、同 スチール机付近、2階北側の壁下部付近の各焼燬状況の分析も、極めて具体 的かつ実証的であって、説得力に富んでいるものということができる。

そして、上記(ウ)のとおり、f見解は、消防署見解ともほぼ同じ結論に 到達しているのである。加えて、本件火災の第一発見者である一審原告代表 者の二男gの現認状況とも概ね符合する。すなわち、gは、同夜、外で友人 と遊んでいたが、さらにドライブに行くことになり車を取りに帰って、キー を探していたところ、火災警報機が鳴ったというのであり、その後、「工場 入口から入って左側の階段の下あたりに火の手が上がっているの見つけ

た」)、「その箇所は、d付近の配置図の〈9〉、〈12〉が指し示しているあたりである」と証言しているのである(当審における証言)。なお、一審被告は、gの陳述等がいくつかの点で食い違っていることや、同人が、仕事もせず、当日も午後4時ころまで寝ていて、それから遊びに行くような生活を送っていた若者であるという点を指摘するなどして、同人の証言等は信用できない旨強調するが、その指摘のようなことがあるからといって、同人の証言等の信用性を否定すべきであるということにはならない。

(オ) しかも、b見解がいう「独立した出火箇所」ということの意味は、 文字どおり、そこから独自に出火したということであり、単に、そこに助燃 剤や易燃性の物質が存在していたために、他の箇所から出火した火が引火し て激しく燃えたというにとどまらない筈である。そうであれば、b見解によ れば、□3ないし□5でもほぼ同時に放火により出火したということになる が、このように近接した場所にガソリンないしはそれに類した易燃性の油分 を撒くなどして、順次放火するなどということは想定しにくいことであるか ら、そのうちどこか1箇所に点火して順次他の箇所に燃え移らせたというこ とになろう。これと同じことは、□1及び□2の関係についても当てはまる し、さらには、□3ないし□5と□1及び□2との関係についてもいえるの である。すなわち、放火の犯人が1階西側出入り口から逃走したとするなら ば、 \square 3ないし \square 5のいずれかに点火した後、逃げる間際に、 \square 1或いは \square 2に放火したか、それとも、先行して□3ないし□5にガソリン類を撒いた 後、1階西側出入り口から逃走する間際に、□1或いは□2に放火し、そこ から燃え上がった火から□3ないし□5のガソリン類に引火したということ が考えられるのである。仮に後者だとすると、そのような場合をも独立した 出火場所ということができるのか甚だ疑問であって、せいぜいのところ、こ れらの各箇所が激しく燃えており、しかもそれらの箇所から油分が検出され たということが指摘されるにとどまるべきものである。

そうすると、ここで重要なのは、上記各箇所が独立した出火箇所であるということではなく、それらの箇所から油分が検出されたということになる筋

合いである。

(カ) 以上によれば、本件火災の出火箇所が、□1ないし□5というよう に複数箇所あったとするb見解には疑問があるものといわなければならな い。これに対して、出火箇所は本件工場1階の階段付近とするf見解や消防 署見解はそれなりの説得力を有するものというべきであるが、その場合にお いても、□1ないし□5からガソリン成分が検出されたとすれば、上記(オ) のいずれかの手順による放火である可能性は十分残されていることになるか ら、この点の検討が重要になってくる。

ウ そこで、本件火災現場から油分が検出されたとする c 報告について検 討する。これは、それ自体が一審被告の上記主張を支える重要な要素である とともに、上記イ(イ)のとおり、b見解が導かれる要因にもなっているこ とが窺われるから、いわば二重の意味で一審被告の主張を支えていたもので ある。上記イ(カ)のとおりb見解が斥けられた今、一審被告の主張の正否 はまさにこの点にかかっているのである。

- (ア) c 報告の資料分析の手法や経過及びその結果に対して、格別疑問を 差し挟むべき点はない(ただし、乙3の表紙(1枚目及び2枚目)にその作 成日付として「2002年6月」とあるのは同年11月の誤りである。)。 hの「油 分検出意見書」(以下「h 意見書」という。) も、c 報告の検査結果そのもの に疑問を差し挟むものではない。
- (イ) ところで、その資料とされた焼残物は、平成14年2月23日に、i損 保調査事務所が採取したものであり、その採取箇所は本件工場の1階西側入 口付近のH型鋼〈1〉、〈2〉及び同所付近の壁から、試料AないしD、試料E、 試料Ⅰ、試料Kが、同2階北側壁から試料F、試料Gが、同2階西側壁から 試料L)が、同2階西側流し台前の床面から試料H及び同所の床面をそぎ 取った土状の試料Mが、同所付近に積まれていた角材構から試料Iが、同所 付近のスチール机の机上から試料Nが、それぞれ採取されたことが認められ る。

しかるに、その具体的な採取方法ということになると、その状況を撮影し

た数枚の写真があるのみであり、しかも、それとて必ずしも鮮明なものではないから、試料が真にあるべき方法で採取されたかどうか断じがたいのであって、仮に、f見解で指摘されるように、同じ採取道具をその都度洗浄することもなく使用したとすれば、c報告の信用性の前提となるべき試料の正確性についてさえ疑問が生じることにもなりかねない。

(ウ) さらには、そもそも、本件工場は木工品や建具の製造工場であるところからして、シンナーや塗料などの有機溶剤が多種多様に存在していたであろうことは疑いを容れない。しかも、採取された試料は当然のことながらいろんな物質が複雑に混合している可能性があるのであって、このことは、cの検査によっても、1度目と2度目の検査で、或いはガスクロマトグラフ分析法とガスクロマトグラフ質量分析法とで、同じ試料について異なる検査結果が出たりしたこともあるということからも裏付けられる。

また、ベンゾシクロブタン、ベンゾシクロペンタン、ベンゾシクロへキサン、メチルベンゾシクロペンタン、メチルシクロへキサンなどの脂環式炭化水素が検出されてはじめてガソリン成分が検出されたというべきであるのに、それらが検出されていないからガソリン成分が存在していたというには無理があるというト意見書の指摘を、それらはいずれもガソリン中の微量成分であるというだけの理由で排斥してよいのかといえば、事は本件火災が放火によるものであるかどうかという重大な争点に関わるものであるだけに、疑問なしとしない。

c 報告にある検査を担当した原審証人 j も、一審原告代理人の反対尋問に対して、いささか反発するような気配を示しながらではあるが、「シンナーの可能性よりもガソリンの可能性が高いんではないかという判断をした」旨の証言をするなど、断定を避けて慎重な言い回しにとどめているところである。

(エ) そうであれば、c報告にあるように、いくつかの試料についてガソリン又はガソリン類似の成分が検出されたからといって、本件工場に存在する筈のないガソリン又はそれ類似の油分が検出されたということができるの

かという素朴な疑問はなお払拭できないのである。

そうすると、c報告についても慎重に受け止めることが必要であって、こ れのみをもって本件火災現場からガソリン又はガソリン類似の油分の存在を 認めることはできないものというべきである。

エ 以上によれば、本件火災は何者かの放火によるものであるとの一審被 告の主張を認めることはできないことに帰する。さればといって、一審原告 が主張するように、その原因はタバコの火の不始末によるものである旨断定 することもできない。ただ、焼却炉からの火の粉が飛来してきたとも考えに くく、漏電が原因であるとも考えられないのに対して、本件火災現場にタバ コの吸殻も発見されていること、消防署見解や f 見解もその可能性を否定し ていないことに照らせば、タバコの火の不始末によるものである可能性はあ るということはできる。

(4) 一審原告代表者の本件火災への関与の有無

上記(3)で検討したところによれば、本件火災原因が放火であるとは断 じ難いのであるから、一審被告の上記主張は既にこの点において採用できな いものというべきであり、一審原告代表者の関与の有無については検討する までもない。しかし、念のため検討すれば、本件火災当時の一審原告の経済 状況(経営状態)及び本件火災後の一審原告の動静については、原判決33頁 の冒頭から34頁13行目までに認定されているとおりであって、その点からし ても、一審原告が本件火災を故意に引き起こすとは考えられない。

(ii) 考察

原審の請求一部認容に対し、双方控訴の控訴審では、一審被告が何者かに よる放火を主張したが、福岡高裁は、消防署見解等からタバコの火の不始末 の可能性が排除できないとして、一審被告の主張は採用できないとした。そ の結果、本件が出火原因が放火であると断定できないことから、一審被告の 関与の有無を検討するまでもないとし、念のための検討として、一審被告の 経済状態や本件火災後の一審原告の動静について原審の認定を引用し、一審 被告が本件火災の故意招致を否定したものである。

これは、被保険者関与の放火でることの主張立証責任を保険会社が負っており、火災原因がタバコの不始末の可能性が排除できないことをもって、放火との断定ができないとして、保険会社の控訴を棄却したものと考えられる。

しかし、火災原因について、タバコの不始末によるものとも断定できず、 本件火災現場にタバコの吸殻が発見されているということから、その可能性 が排除できないというレベルのものと考えられ、非常に危うい判断ではない だろうか。

すなわち、偽装放火というものは、そもそもそういうものであり、被保険 者が保険金取得目的で被保険建物を放火する計画を立てる場合、自己の放火 を他の原因による火災に偽装するものである。つまり、本件の場合、第一審 原告が主張するタバコの不始末が原因というのは、そのように偽装すること も十分可能なのである。

したがって、放火以外の原因の可能性があったとしても、それのみで被保 険者の関与につき検討するまでもないとの姿勢は失当であり、被保険者関与 の可能性も十分検討したうえで、総合的な判断が必要であると考えられる。

- ②福岡高判平成19年2月2日判タ1244号311頁一火災保険金の請求に対して、被保険者の関与の放火であるとして保険金請求を棄却した事例
 - (i) 事案の概要と判旨

【事案の概要】

亡A(以下、「A」という)が、その所有にかかる建物及び家財一式に関する住宅総合保険契約を控訴人保険会社B(以下、「B]という)との間で締結していたところ、保険契約の目的である上記建物等が火災により全焼したとして、Aの相続人である被控訴人らが、Bに対し、火災保険金及びこれについての遅延損害金の支払を求めた。原審は、被控訴人らの請求を各935万円及びこれらに対する平成13年8月21日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容したため、Bがこれを不服として控訴。(Bの追加主張は省略)

【判旨】 原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。被控訴人らの請求棄却。

1 争点(1)(火災の原因が放火と認められるか)について

本件が放火であることは原審も認めており、控訴審も原審の判断を引用 し、放火であることを私鑑定等を証拠として採用し、科学的な根拠をもって 断している。

2 争点(2)(放火についてAが関与したと認められるか)について

①本件火災が人為的な放火によるものと認められることは前記のとおりであるが、以下の事実によれば、上記放火は、Aあるいは同人と意を通じた第三者によって行われたものと推認することができる。

ア 第三者による放火の可能性

確認書によれば、Aは、これまで本件建物に第三者が侵入したことはなく、第三者とのトラブルもなかったと述べているうえ、Aは同確認書において、玄関の鍵は普段から掛けていなかったというものの、被控訴人X2は、Aは戸締まりに気を遺う方で、戸締まりは毎日していたと供述していることや、第三者が物盗り等の目的で本件建物に侵入し、わざわざ灯油を撒いて放火したことを窺わせる証拠は一切認められないことからすれば、本件火災が、Aの関与なしに、第三者によって行われた可能性は極めて低いものというほかない。

この点につき、被控訴人らは、Aの前妻であるFは、婚姻中よりA宅から様々な品物を持ち出し、Aに深く恨みを抱いていたもので、離婚後も本件建物に自由に出入りができたと主張し、同人が放火した可能性を指摘するが、Fは、婚姻中、Aから度重なる暴行を受けていたものの、本件火災当時既に離婚していたものであり、かかるFが自己が保険金の受取人であるわけでもないのに、わざわざ本件建物に侵入し、Aが不在の建物に灯油等を撒いたうえで放火する理由は見出せず、Fが本件建物に放火したなどとは到底考え難いところである。

イ Fの証言

Fは、原審において、かつてAは放火をして保険金をもらう旨の話をして

いたことがあり、また、家人や知人がいる自宅で大量のティッシュペーパーとマッチを入れた段ボール箱に火を付けるなどしたことがあったと証言している。

この点、被控訴人らは、Fの上記証言の信用性について疑問を呈するが、前記のとおり、Fは婚姻中、Aから暴行を受けていたものの、本件火災当時、同人とは既に離婚していたものであるうえ、Fが原審において証言した時点でAは既に死亡していたものであり、Fと被控訴人らの関係に特段の問題があったことを窺わせる証拠もないことからすれば、Fが、殊更に被控訴人らの不利益となるように、虚偽の証言をすべき理由は何ら見出すことができず、その証言の信用性は高いというべきである。

ウ Aが放火をする動機

- (ア) Aは、本件建物を自宅として所有していたほか、福岡県八女市内において居酒屋「 \triangle △」(以下「 \triangle △」という)を経営していたが、「 \triangle △」は平成12年に営業を休止し、その後再開したものの売上げが上がらない状態にあり(争いのない事実)、そのため、Aは、筑後信用金庫や友人から借入れをしていたほか、国民年金の掛金の支払も滞納する状態にあって、子である被控訴人X1 からも借入れをし、施設に入所中の母親の年金まで費消する状態にあるなど、経済的に困窮した状態にあったものと認められ、Aには、保険金目的で本件建物に放火する動機があったものということができる。
- (イ) また、Aは、住民票上の住所を本件建物ではなく、「△△」の所在地としていたものであり、後記のとおり、本件火災当日も「△△」に泊まっていたことからすると、本件火災によって本件建物を失ったとしても、Fと離婚し、単身であったAの生活に対する影響はさほど大きくはなかったと推認されるうえ、本件建物はかなり老朽化しており、平成13年度の固定資産評価額は3万9992円〔家屋評価証明書〕、八女消防本部による評価額も304万5000円であるのに対し、本件保険契約における火災保険の額は本件建物1030万円であって、同建物の価値と保険価格との均衡を著しく欠いたものというほかないところ、この点につき、Gの陳述書及び当審における証言によれば、A

は「△△」の火災保険契約をするに当たり、Gに対して評価額に2000万円を 加えた保険金額とするように要求し、その際、保険料が高くても構わないの で、保険金額をできるだけ高くしてほしいと話していたものと認められる が、上記のように不相当に高額な火災保険を掛ける理由はなく、このことは 本件建物についても同様であり、また、Gによれば、Aは本件建物以外に「△ △Ⅰの店舗についても火災保険を付していたが、そのいずれについても保険 料の支払は滞りがちであり、Gが解約を何度も勧めたこともあったほどで、 現に「△△」に関する保険契約は本件火災の発生より以前の段階で中途解約 されたが、本件建物の火災保険については、Gが何度も契約の解約を勧めた ものの、Aの強い希望により契約が継続されてきたという。

(ウ) また、被控訴人らは、自宅には思い出の品が多々あったはずである などと主張するが、それらのものにAが価値を認めていたかどうかは本件証 拠上明らかではないし、Aがその一部を持ち出していた可能性も否定するこ とはできないところである。

エ 本件火災当日のAの行動

(ア)被控訴人らは、本件火災当日の午前11時30分ころ、HがAの家に来 たところ、その30分ほど後に I から電話があり、福岡国際空港にフィリピン パブのマネージャーらを見送りに行くことになり、午後2時ころに同空港に 到着したが、上記マネージャーらに会うことはできず、結局、Aが空港の ATM で1万円の払戻しを受けただけで同空港を後にし、午後5時ころに久 留米にある病院に寄り、その後、筑後市内で食事をして午後6時半か7時こ ろに八女に到着したと主張する。

しかし、八女に帰り着くまでの行動について、Aは、確認書等において、 午前9時ころにHが自宅に尋ねてきて福岡国際空港に行くことになり、午前 9時半か10時ころにHのワンボックス車で自宅を出たが、空港への往復は同 人が同車を運転をしたとしているのに対し、Iは、確認書において、午後零 時30分ころ、Hから電話で見送りの話をもちかけられ、Hの車(アリスト) で福岡国際空港との間を往復したと説明し、Hは、午前11時30分ころにA宅 に行ったところ、Iからの連絡で福岡国際空港へ行くことになり、その往復はIの運転する同人所有車で行ったと説明しているように、フィリピン人マネージャーらを見送りに行くことになった時間についての同人らの説明内容が異なっているうえ、見送りに行くことを言い出した人物についてのHとIの説明も、空港との間を往復した際の車と運転者についてのAとHの説明もいずれも異なった内容となっていること、空港内での行動についても、Aは、確認書では本件火災当日に預金の払戻しを受けたかどうかも分からないと説明するなど、A、H及びIの説明内容には無視し得ないほどの食違い等が散見されるところである。

また、H及びIは、原審において、当日見送りに行ったフィリピン人マネージャーやホステスの名前も知らず、飛行機の出発する正確な時間も便名も知らず、また、空港で上記マネージャーらを探したが見つからなかったものの、飛行機の出発時間等を空港職員に聞いたり、掲示板で確認することもしなかったと証言するが、そのようなAらが、わざわざ約束もしていないのに八女から福岡国際空港までフィリピン人マネージャーらの見送りに行くこと自体の合理性に疑問があるうえ、空港内での行動に関する上記説明も、不自然かつ不合理としかいいようのないものであって、到底信用することはできない。

さらに、証拠によれば、本件火災当日の午後3時30分、福岡国際空港内のATMでAの預金口座から1万円の払戻手続がされた事実が認められるところ、仮に上記払戻しを受けたのがA本人であったとしても、調査報告書によれば、本件建物から福岡国際空港までの車での所要時間は約60分と認められるから、本件火災が発生した午後2時29分ころに本件建物を出発すれば、午後3時30分に同空港内で払戻しを受けることも可能であったものというべく、この点からしても、Aが本件火災に直接関与できなかったものということはできない。

この点、Hは、車を運転していたIは道をよく知らなかったために福岡都市高速の誤ったインターチェンジで降りてしまい、空港に行くのに時間がか

かったと証言等し、「も同様に高速道路の出口を間違えてしまっため、空港 に着いたのは午後2時ころになっていたと説明するが、Iの車にはカーナビ ゲーションシステムが装着されていたのであるから、同人が初めて車で同空 港に行くのだとすれば、同システムを使用するのが通常と考えられるにもか かわらず、同人は、原審において、同システムが使用できなかったと証言し ながら、その理由を満足に説明し得なかったものであって、その証言も到底 信用することができない。

- (イ) 証拠によれば、Aは、本件火災当日の夜、「△△」及びその付近の店 で飲酒し、一旦「△△」に戻った後、○○連合市場組合費の領収書をもらう ために、組合の会計を担当している「〇×食堂」に行った際、本件火災の発 生を知らされたが、そのまま本件火災現場に赴くことなく、「△△」の2階 に泊まっていた事実が認められるが、「〇×食堂」に領収書をもらいに行く ことができたように、飲酒していたとはいえ、歩行できないほどに酩酊して いたわけでもないAが、少なからぬ家財があるはずの自宅の火災という事態 に接しながら、現場に行くことはもとより、知人に依頼してその状況を確認 しようとすらもしなかったというのはあまりにも不自然というほかなく、こ のことは飲酒をしていたという一事をもって到底説明し得るものではない。
- (2) ア 上記につき、原審は、〈1〉Aと無関係の第三者が本件建物に放火 したとは考えられないとして、元妻のFが放火に関与した可能性を示唆し、 〈2〉 A がかつて放火をして保険金をもらう旨発言し、ティッシュの入った段 ボール箱に火を付けたなどとのFの証言は、その内容自体が余りにも奇異で あるうえ、仮にかかる行動があったとしても酔余のことでもあり、保険金目 的まで認めることはできない、〈3〉A は、火災の発生を知った後も自宅に戻 らなかったが、これも当時Aが飲酒していたことなどからすれば、同人が放 火に関与した事実を推認させるべきものということはできない、〈4〉「に対 するAの経済状態に関する説明には誇張されたものがあるが、面談時、Aは 飲酒していたうえ、見栄を張っただけということもできる、〈5〉本件火災当 日、福岡国際空港にフィリピン人マネージャーらを見送りに行ったことに関

するA、H及びIの説明に食違いがあったとしても、いずれも高齢であり、記憶が薄れていたとしても不自然ではないし、むしろ細部が食い違うというのは口裏合わせをしていないことの証左ともいい得る、〈6〉Aの経済状態は芳しくなかったが、保険金詐欺を働くほどのものだったとまでは認められないし、本件建物には思い出の品などが多数あったと思われるところ、Aがこれを搬出するなどした形跡はない、などとして、本件放火にAが関与していた事実まで認めることはできないと判断した。

イ しかし、前記のとおり、Fには本件建物に放火する理由も必要性もなく、その証言にも信用性が認められ(Fの証言するAの行動が奇異なものであったとしても、そのことの故にFの証言が信用できないということはできず、むしろ、Aの言動の特殊性が認定されるべきである)、また、Aが本件火災の発生を知った後の行動は、飲酒していたとの一事をもっては到底説明し得ないほどに不自然極まりないものというほかないし、Aは、確認書では借金は全くないと説明していたにもかかわらず、その後、他の確認書では本件火災後の借金50万円を含め約300万円の借金があると上記説明内容を覆していたものであり、その説明の変遷は単に見栄を張った結果であるとはいい難いところである。

さらに、本件火災当日にフィリピン人マネージャーらを福岡国際空港に見送りに行ったなどというA、H及びIの説明及び証言等は、細部についてみれば実に多くの点で齟齬しており、単なる加齢による記憶違いなどとして説明がつく限度を超えているものといわざるを得ず、また、Iがカーナビゲーションシステムを使用しなかったために高速道路の出口を間違えたなどとの説明に至っては到底信用し得ないものというほかなく、上記の各証言の信用性は極めて乏しいものというべきである。

上記に加え、前記のとおり、本件火災は人為的な放火によるものというべきところ、これがAの関与なしに、第三者が行ったものである可能性は極めて低いのに対し、本件火災によって経済的な利益を得るのはA一人であるうえ、同人は経済的にも困窮しており、「△△」で寝泊まりできたAは本件建

物を必要としていなかったともいい得るのであり、同建物に放火する十分な 動機を有していたものということができるし、本件保険契約の締結及びその 後の経緯のみならず、本件火災当日のAの行動、これに関する同人らの説明 はいずれも極めて不自然というほかないことからすれば、本件火災が、Aあ るいは同人と意を通じた第三者の放火によるものであることは優に推認する ことができ、原審が挙示する諸点をもってしても、これを覆すに足りないも のというほかない。

そして、本件火災がAの関与のもとに行われたものではないとして、被控 訴人らが縷々主張するところは、いずれも合理的根拠を欠くものとして採用 することができない。

3 上記のとおり、本件火災は人為的な放火によるものであり、かつ、A あるいは同人と意を诵じた者によって上記放火が行われたものと認められる ところ、これは本件約款2条1項(1)の免責事由に該当するものというこ とができる。

(ii) 考察

福岡高裁は、被保険者であるAの故意招致の推認を行い、原審の判断を否 定し、保険者Bを免責と判断した。その判断根拠として、(1) 火災原因が放 火と認められるか、(2) 放火についてAの関与が認められるか、という観点 から判断した。すなわち、まず、本件が人為的な放火であることは、原審も 判断していたが、Bが提出した私鑑定の信用性から、出火元が壇右横床部分 と押入れの中の2箇所と認められ、いずれも通常出火の危険が存在する場所 ではないことから、不審火(放火の疑い)と判断。そのうえで、同放火がA あるいは同人と意を通じた第三者によって行われたものと推認することがで きると判断した。

交通事故をめぐる保険金詐欺事件では、次の3形態、すなわち、①偽装交 通事故による保険金詐欺、②架空交通事故による保険金詐欺、③発生した交 通事故を利用する保険金詐欺が認められるが³³、火災保険金の詐欺事件では、 偽装火災、すなわち自放火の形態が専らであり、上記のように、①火災原因 が放火であることに加え、②被保険者の関与の観点から偽装火災事件か否か が判断されることになる。

そこで、本件では、大きく以下の観点からAの関与による放火が推認された。

(a) 第三者による放火の可能性

Aの供述確認書やAの元配偶者Fの証言から、本件火災が、Aの関与なし に、第三者によって行われた可能性は極めて低いものと判断された。

(b) Aが放火をする動機

- (ア) Aは、自宅である本件建物以外に、福岡県八女市内において居酒屋を経営。その経営状態は不振であり、筑後信用金庫や友人や子から借入。国民年金の掛金の支払も滞納する状態にあって、施設に入所中の母親の年金まで費消する状態にあるなど、経済的に困窮状態と認められる。
- (イ) Aは、住民票上の住所を本件建物ではなく、同居酒屋の所在地としていたものであり、本件火災当日も同居酒屋に泊まっていたことからすると、本件火災によって本件建物を失ったとしても、Fと離婚し、単身であったAの生活に対する影響はさほど大きくはなかったと推認される。

上記より、Aには、保険金目的で本件建物に放火する動機があったと推認 される。

(c) 火災保険契約の不自然性

(ア)本件建物はかなり老朽化しており、平成13年度の固定資産評価額は3万9992円、八女消防本部による評価額も304万5000円であるのに対し、本件保険契約における火災保険金額は本件建物1030万円であり、均衡を著しく欠いている。

[※] 交通事故保険金詐欺事件捜査研究会編「四訂版 交通事故をめぐる保険金詐欺防止上の チェックポイント」(東京法令出版、2002年) 9頁参照。

- (イ) 保険代理店Gによれば、A は本件建物および居酒屋の火災保険金額 をできるだけ高く設定するように要請し、高額の保険料の滞納を繰り返し、 居酒屋は解約となったが、Gが何度も本件契約の解約を勧めたものの、Aの 強い希望により本件契約が継続されてきた。
 - (d) 本件火災当日のAの行動
- (ア)被控訴人らが説明する本件火災当日のAの行動について、不自然で あり、合理性を欠き、信用性がない。
- (イ) Aは、本件火災当日の夜、「△△ | 及びその付近の店で飲酒し、一旦 「△△」に戻った後、○○連合市場組合費の領収書をもらうために、組合の 会計を担当している「〇×食堂」に行った際、本件火災の発生を知らされた が、そのまま本件火災現場に赴くことなく、「△△Ⅰの2階に泊まっていた 事実が認められる。
- (ウ) Aが少なからぬ家財があるはずの自宅の火災という事態に接しなが ら、現場に行くことはもとより、知人に依頼してその状況を確認しようとす らもしなかったというのはあまりにも不自然。

本裁判所は本件火災について、まず、人為的な放火によるものと判断した うえで、Aあるいは同人と意を通じた者によって上記放火が行われたものと 認められると推認し、約款2条1項(1)の免責事由に該当するものと判断 に至っている。

この裁判所の判断は合理性が認められるが、モラルリスク調査の観点から すると、一般的に、(a) 当該土地・建物の権利関係、(b) 火災保険契約の 経緯、(c) 火災保険契約が全損となった場合の被保険者の利得額、(d) 被保 険者の資産・経済的状況、(e) 当該火災の放火の可能性、(f) 被保険者の放 火の関与の可能性、(g)被保険者の放火の動機、(h)出火前後の被保険者 の行動状況、(i)被保険者の関係者の証言と状況などを子細に調査確認する ことになる。したがって、火災保険における被保険者関与の放火の推認につ いては、いかに被保険者関与の放火にかかわる状況証拠を計画的に調査実施 し、間接的事実を積み上げていくしかないと考えられる。

しかしながら、一方で、間接的事実については、原審のように、反対の解釈も生じるものであり、調査段階においても、公正かつ中立なバランスのとれた判断が求められるものと考えられる。

4. おわりに

本稿では、モラルリスクについて、保険金詐欺という観点から、保険会社側の保険契約や保険金支払にかかわる幇助や不作為等の行為を指摘し、相互的なモラルリスクの意義について考察した。そのうえで、火災保険における被保険者関与の放火の推認に関する判断状況について確認し考察した36。

モラルリスク対策の法理として、保険法は、保険契約に関する強行法規として、故意の保険事故招致に対する保険者免責以外に、損害保険契約における被保険利益要件および利得禁止の原則を規定している。すなわち、被保険利益の存在の要求は保険契約成立段階において、利得が生じる可能性を事前に排除する為の原則である。これは、被保険利益が存在しないということは、そもそも損害の発生がないということにほかならないことから、被保険利益が存在しない保険契約を無効とすることにより、損害が発生しないにもかかわらず保険給付を受けようとする試みを事前に排除できるという規制である。これに対し、利得禁止原則は、事故発生後の保険給付が実際の損害を超

⁵⁶ 天野泰隆「被保険者等の放火を推認させる間接事実の立証レベル」(共済と保険、2014年)32頁参照。天野は、高松高判平成24年7月26日自保ジ1884号175頁の評釈として、保険者としての立証レベルとして、以下総括している。①火災事故のモラル疑義事案に対しては、保険会社として、科学的な調査により出火原因を解明し、また被保険者等及び関係者の周辺事情についても十分な調査を行う必要がある。②被保険者等の故意による火災であることを立証するためには、まず、何者かによる放火によるものであることが推認され、次に被保険者等が関与した可能性が高いというレベルまでの立証を行い、被保険者等の経済状況等の放火動機と周辺事情とを合わせて、被保険者等による放火と推認することが合理的とされるに足るだけの間接事実を集める必要がある。③出火原因について放火であることを推認できるまでの資料が必ずしも十分とはいえない場合であっても、事案固有の特殊な事情が強く放火を推認させる間接事実となることも考えられる。

えないことが公益として要請されており、実際の損害以上に給付をうけよう とする試みを事後にも排除できるという規制である。これらの規制は、その 機能面から保険給付により利得が生じる可能性を事前に排除することにより モラルリスクを抑止するためのものと考えられる37。

ところが、実際に保険会社がモラルリスク事案を予防・防止するには限界 がある。保険金殺人、偽装火災、偽装交通事故、傷害保険金詐病不正請求、 偽装車両盗難など不正請求事例は地域的なばらつきはみられるが、多発して いる。とくに偽装火災の保険事故招致であれば、約款上、保険者免責となる ので、被保険者による不正請求を防御することは理論的には可能である。

しかし、当該火災が被保険者関与の放火であることの主張立証責任は、保 険者が負っており、裁判所は、①「当該火災の原因が放火か」、②「当該放 火が、被保険者が関与したものかしという観点で、火災保険の有無責を判断 することになる。そこで、①において、放火以外の原因の可能性がある場合、 請求を認容する裁判例では、②を検討するまでもなく、有責との判断を下し ているものが認められる³⁸。また、この立証は、裁判例から考察すれば、最 終的には裁判官の心証次第という点も否めないものであり、どの程度の立証 を行えば良いのか基準の明確性がないというほかなく、容易ではない。

そもそも「偽装放火」というものは、放火でありながら、自然発火等を偽 装するものであり、火災自体が放火であると断定することも困難なケースと いうのは、偽装火災が成功した事例ということに他ならない。したがって、 放火以外の火災の原因が認められることをもって、その他の判断をするまで もなく、請求を認容するという態度は行き過ぎであり、裁判所は、その他の 事項も十分に検討したうえで、総合的な判断を行うべきであると考えられ る39。

³⁷ 山下·前掲注3·68頁参照。

[🥦] 東京地判平成21年5月13日判タ1311号247頁、福岡高判平成19年2月13日判タ1261号 326頁参照。

³⁹ もっとも、保険者無責の事例は十分な検討がなされているものが多い。

一方、保険会社は、保険金不正請求、すなわち保険金詐欺事案の排除は、保険制度の健全性の確保の観点からも極めて優先度の高い課題であり、保険金詐欺疑義事案に対しては全社的に厳格な対応を行われるべきであり、裁判例が示す放火の推認についての間接事実を研究しそのレベルに到達するように地道な調査・立証活動を行うことが肝要であろう。

一般に保険金請求事案は、保険事故の発生を前提としており、全ての保険 事故は多面的であり、相対的な存在であると考えられる。保険調査の結果、 事実関係について真偽不明であったとしても、最終的局面である訴訟におい ては、立証責任の分配の観点から、証人尋問や反対尋問等を通じて、調査段 階を超えたステージでの結論を導き出すことも可能と考えられる。したがっ て、訴外では、訴訟での展開も見込んだ慎重な判断が必要であると考えられ る。

そこで、保険調査段階においても、事実関係の詳細な調査が極めて重要であることはいうまでもないが、極力、科学的な手法を駆使しながら、事案資料の分析、調査手順の立案、調査の実施、調査結果の考察の手順を通じた地道な調査活動が重要であろう。

加えて、モラルリスク調査で最も重要なことは、公正・中立な態度ということであると考えられる。民間調査機関による保険調査では、その依頼者が保険会社であることから、保険会社の従業員は、ややもすると保険調査機関を下請業者とみなすことが考えられる。しかし、保険会社そのものが、本来的に公正・中立を前提に適正な保険金の支払いが求められる存在であり⁴⁰、保険会社の社員はその点に十分留意し、依頼する調査機関の独立性を保ち、公正・中立な専門的立場で調査が行えるような環境を整えるべきであろう⁴¹。

^{***} 一般社団法人損害保険協会「損害保険の保険金支払に関するガイドライン」(2018年3月)参照。

前掲注40・9頁参照。ガイドラインは、「保険金の適切な算出のために必要となる調査」の後段として、「会員会社は、保険金支払にあたって確認を要する事項の調査を適切かつ遅滞なく実施し、保険金支払の可否判断を迅速に行う必要がある。また、約款に定

そのような対応を通じて、保険会社においても適正な判断に到達し、適正 な事案解決に結びつくものと考えられる。

(筆者は鹿児島国際大学経済学部准教授)

火災保険裁判事例(有责)一覧表①

事例 番号	裁判事例	保険金請求額	結論	事案の概要
1	大阪地判平成31年 3月27日 D1-Law. com 判例体系	3000万円	認容	1階で飲食店を営み2階の一部で居住していた被保険者が就寝中に放火されたが、総合的に考慮して、放火犯が被保険者の意を受けたものとは容易には考え難いとして、保険金の支払いが認容された事例。
2	東京地判平成22年 6月14日判夕1336 号251頁	1 億400 万円	認容	消防士の低温発火の判断に合理性が認められるとし、それを否定する被告提出の専門家の意見 書は採用できないと判断し、保 強金請求を認容した事例。
3	東京地判平成21年 5月13日判タ1311 号247頁	1 億3000 万円	認容	工場火災が被保険者の故意と認めることはできないとして、事業活動包括保険契約に基づく保険金請求について、保険者の免責が認められなかった事例。
4	大阪地判平成21年 3月27日判時2045 号139頁	約2億1032 万円	認容	保険契約者とその債務者である放火犯の共謀が争われたが、 それが否定され、保険金請求が 認容された事例。

める保険金支払の基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合は、確認事項およ び必要となる日数について契約者等および被害者に通知する。会員会社における調査 結果の評価にあたっては、複数者のチェックを行うことが望ましく、高度な法的判断 または医学的判断、工学的な判断を要するなど、特に慎重な判断を要する事案につい では、支払担当部門の判断に加え、弁護士・医師・鑑定人等の専門家の見解を確認す る等、公平・公正な対応を行う」と規定している。

5	東京地判平成20年 4月11日判夕1286 号275頁	9億2700 万円	一部認容 (約7億 4119万円)	火災保険金請求において、被保 険者側の放火等による保険会 社の免責主張に対し、火災原因 が堆積廃棄物の自然発火とし て排斥された事例
6	福岡高判平成19年 2月13日判タ1261 号326頁	約5464 万円	一部認容 (約2859 万円)	火災保険金請求について、保険 会社が保険金の支払義務を免 れるためには、被保険者の故意 または重過失などの免責事由 を主張立証しなければならな いが、本件火災が何者かの放火 によるものとは認めることは できないとして、保険金請求が 一部認容された事例。

火災保険裁判事例(無貴)一覧表②

事例 番号	裁判事例	保険金請求額	結論	事案の概要
1	大阪高判平成27年 2月27日判時2259 号46頁	約5142万円	棄却	保険契約者の放火について、保 険契約者が自由な意思決定を することができない状態で事 故を生じさせたということは できないとして、保険会社の免 貴が認められた事例
2	横浜地判平成25年 10月11日判時2205 号117頁	約1418万円	棄却	保険加入会社からの保険金請求につき、本件火災は加入会社の代表者の放火によるとする故意免責の抗弁が認められるとして、保険金請求が棄却された事例
3	高松高判平成24年 7月26日 自保ジ 1884号175頁	約2200万円	棄却	原審は、火災が被控訴人の免責 事項に該当しないとして控訴 人の抗弁を排斥したが、控訴審 では、火災は、被控訴人が故意 に招致した放火によって発生 したものとして、被控訴人の請 求を棄却した事例

4	福岡高判平成24年 2月24日判タ1389 号273頁	4680万円	棄却	火災共済金の支払請求について、共済事故に係る建物の火災が共済契約者ないしはその意を受けた第三者による放火により生じたものと推認するのが相当であるとして、故意免責により火災共済金の支払請求が棄却された事例
5	広島地福山支判平 成24年1月18日判 時2160号128頁	約1340万円	棄却	債務者会社の火災保険金請求権につき差押命令により取立権を取得した債権者による保険会社に対する保険金請求について、火災が債務者会社の収締役の故意の放火によるものであるとして、棄却された事例
6	さいたま地熊谷支 判平成23年9月26 日 判 時2130号125 頁	約4602万円	棄却	火災保険金等の請求につき、本件火災は被保険者の故意又は その者と意を通じた第三者に よる放火によるものと推認し、 故意免責により請求が棄却された事例
7	横浜地横須賀支判 平成23年4月25日 判時2117号124頁	5446万円	棄却	火災保険金請求につき、出火原 因を保険契約者の代表取締役 による放火と認めて、これが棄 却された事例
8	仙台高判平成21年 10月23日判時2073 号121頁	1500万円	棄却	住宅総合保険の保険金支払請求について、当該住宅の火災が保険契約者又はその関係者と意思の連絡のある者による放火である高度の蓋然性が認められるとして、保険者の免責を理由に、当該請求が棄却された事例
9	水戸地判平成21年 10月7日判時2067 号142頁	約2792万円	棄却	火災保険金請求が、当該火災は 保険契約者又はその意を受け た関係者による放火と推認で きるとして免責抗弁が認めら れ、棄却された事例

10	横浜地判平成21年 9月18日判タ1334 号131頁	3300771प	棄却	火災保険契約の申込者であり 建物の管理者である者の放火 について、保険会社の免責を認 めた事例
11	福岡高判平成19年 3月23日判タ1255 号323頁	370077 [1]	棄却	建物の火災が火災共済契約者 の放火により生じたと推認し、 共済金支払の免責を認めた事 例
12	福岡高判平成19年 2月2日判タ1244 号311頁	27307714	棄却	住宅総合保険付保の建物が全 焼し、相続人が保険金請求をし たが、原審は、被控訴人らの請 求を各935万円認容したため、 保険者がこれを不服として控 訴し、原審が取り消された事例
13	仙台高判平成17年 9月9日判タ1238 号274頁	1 億8009 万円	棄却	保険契約者の火災保険金請求 につき、保険契約者の取締役の 意を受けた者の放火による火 災と認めて、これを棄却した事 例
14	福岡地小倉支判平成17年8月24日判時1933号122頁	1700% ין	棄却	火災保険金請求につき、保険契約者の第三者に指示した放火 又は意思を通じた第三者の放 火による火災であると認められるとして、その請求が棄却された事例